

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名)(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備

1 主な施策の取組状況及び評価

- ・住宅金融公庫の証券化支援事業等により良質な住宅取得を支援している。
- ・特定優良賃貸住宅制度の活用や都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度により良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援している。
- ・高齢者等の住宅資産の活用により良質なファミリー向け住宅の供給の促進を図っている。
- ・既設の公社等の住宅の改善・更新により良質なファミリー向け住宅の供給の促進を図っている。
- ・公営住宅、特定優良賃貸住宅における事業主体の判断による多子世帯等の優先入居を実施している。
- ・公共賃貸住宅の整備や市街地住宅整備において、住宅等と保育所等の子育て支援施設の一体的整備を推進している。
- ・総合設計制度の活用により保育所等の設置を促進している。
- ・都心の既存オフィス等のファミリー向け賃貸住宅への転用等を促進している。
- ・大都市地域等の既成市街地において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の整備を総合的に推進している。

評 価

- ・子育て世帯のための良質な住宅の取得の支援に関しては、住宅の質の向上を誘導する指針である3人以上世帯の誘導居住水準^(注)の達成率が、平成10年度35.6%から平成15年度42.0%に上昇。

注：住宅建設五箇年計画において、居住する世帯の人数に応じた面積等を定めている。

- ・職住近接で子育てがしやすい都心居住に関しては、三大都市圏の都心部^(注1)で平成8年度から平成17年度までの間に100万戸の住宅供給を目標^(注2)としている。平成15年度までの累計は81.4万戸となっており、目標達成に向けて堅調に推移している。

注1：東京14区、名古屋7区、大阪市

注2：大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する基本方針（建設大臣告示）

2 今後の方向性、検討課題等

今後とも、子育て世帯向けの広くゆとりある住宅の確保を支援するとともに、職住近接で子育てしやすい都心居住や、公共賃貸住宅等と保育所等の子育て支援に資する施設の一体的整備を推進していく。

3 参考データ、関連政策評価等

- ・公共賃貸住宅における社会福祉施設の併設実績
992団地 1,466施設（内保育所数 357施設）

(分野名) 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名) (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備

1 主な施策の取組状況及び評価

- ・あんしん歩行エリアの整備
死傷事故発生割合が高い796地区を「あんしん歩行エリア」として警察庁及び国土交通省で指定(平成15年度)した。
- ・歩行空間のバリアフリー化
1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路のバリアフリー化の割合が17%(H14年度)から25%(H15年度)になるなど、一定の推進を図っている
- ・平成12年に交通バリアフリー法が施行され、妊産婦等にも利用しやすいように、公共交通機関における旅客施設や車両等のバリアフリー化を推進している。
- ・「心のバリアフリー」を推進するため、平成13年度から交通バリアフリー教室を開催し、一般の人々に高齢者、身体障害者の疑似体験や介助体験等を行い、交通バリアフリーについての理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識の醸成につとめている。
- ・タクシー事業者と子育て支援センター等が連携し、安全で安心して利用できる幼児送迎サービスを提供するための個別輸送サービス(STS:スペシャル・トランスポート・サービス)の普及を推進している。

2 今後の方向性、検討課題等

- ・あんしん歩行エリアの整備
あんしん歩行エリア内において、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して面的かつ総合的に事故抑止対策を推進する。
- ・歩行空間のバリアフリー化
交通安全施設等整備事業費等により継続的に歩行空間のバリアフリー化に対する支援を実施する。
- ・交通バリアフリー法は、施行後5年を経過した段階で見直すこととされているため、学識経験者、障害者団体等からなる「ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリーのあり方を考える懇談会」を開催し、幅広い観点からご議論頂いているところであり、今後とも交通バリアフリー化の進展に努めていく。
- ・STSを活用した、育児支援輸送サービスのあり方について、今年度、調査・実験を実施しているところ。

3 参考データ、関連政策評価等

- ・別紙参照

【あんしん歩行エリアの整備】

エリア内の死傷事故の抑制

H19年までに約2割抑止（歩行者・自転車事故については約3割抑止）
 社会資本整備重点計画（平成15年10月策定）による

【歩行空間のバリアフリー化】

	平成15年度末	社会資本整備重点計画での目標 （平成19年度）
平均利用者が5,000人/日以上旅客施設の周辺等の主な道路のうち、バリアフリー化された道路の割合	25%	約5割

【公共交通機関のバリアフリー化の推進】

	平成15年度末	社会資本整備重点計画での目標 （平成19年度）	基本方針での目標 （平成22年）
鉄軌道駅	43.9%	7割強	原則として100%
バスターミナル	72.1%		
旅客船ターミナル	75.0%		
航空旅客ターミナル	5.0%		

1日あたりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設のうち段差解消がなされている旅客施設

【交通機関における車両等のバリアフリー化の推進】

	平成15年度末	基本方針での目標 （平成22年）
鉄軌道車両	23.7%	約30%
バス	低床バス	平成27年までに100%
	ノンステップバス	
旅客船	4.4%	約50%
航空機	32.1%	約40%